

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 一
 - 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 一
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 二
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
 - 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 三
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
 - 保安林の指定の予定 (森林整備課) 四
 - 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (五件) (都市計画課) 四
 - 建築士免許の取消し (建築宅地課) 五
 - 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 六
- ## 公 告
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 六
 - 県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 (同) 六
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (防災砂防課) 七
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (契約課) 七

告 示

○ 宮城県告示第八百六号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇三〇〇九三〇	愛さんさん訪問介護 塩釜 塩釜市本町十二番五号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十八年七月一日
○四七二二二一六〇八	ヘルパーステーションファミリア 登米市追町佐沼字中江一丁目九番地四号	株式会社ファミリア	平成二十八年八月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六〇七九〇〇九〇	太陽の郷 愛島 ナースステーション 名取市愛島笠島字西小泉一番地七	株式会社太陽デパート	平成二十八年八月一日

三 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四五〇七八〇〇三六	介護老人保健施設なとり 名取市高館熊野堂字岩口下一番二号	医療法人仁泉会	平成二十八年八月一日

四 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇三〇〇九四八	ミック健康の森 塩釜 塩釜市袖野田町三番六号	株式会社元気の森	平成二十八年八月一日
○四七一〇〇七〇一	リハビリサロン さくら 岩沼市押分字与奈九番五	株式会社さくらサービス	平成二十八年八月一日

○ 宮城県告示第八百七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二〇二八五四	愛さんさん居宅介護石巻石巻市駅前北通り一丁目五番六号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十八年七月一日
〇四七二二〇一六一六	ケアプランセンターファミリア 登米市迫町佐沼字中江一丁目九番地四号	株式会社ファミリア	平成二十八年八月一日

○宮城県告示第八百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇三〇〇九三〇	愛さんさん訪問介護 塩釜塩竈市本町十二番五号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十八年七月一日
〇四七二二〇一六〇八	ヘルパーステーションファミリア 登米市迫町佐沼字中江一丁目九番地四号	株式会社ファミリア	平成二十八年八月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六〇七九〇〇九〇	太陽の郷 愛島 ナースステーション 名取市愛島笠高字西小泉一番地七	株式会社太陽アパート	平成二十八年八月一日

三 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
-----------	-------------	--------	-------

〇四五〇七八〇〇三六	介護老人保健施設なとり 名取市高館熊野堂字岩口下一番二号	医療法人仁泉会	平成二十八年八月一日
------------	---------------------------------	---------	------------

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇三〇〇九四八	ミック健康の森 塩釜塩竈市袖野田町三番六号	株式会社元気の森	平成二十八年八月一日
〇四七一〇〇七〇一	リハビリサロン さくら 岩沼市押分字与奈九番五	株式会社さくらサービス	平成二十八年八月一日
〇四七一五〇二五三四	デイサービスきたえるーむ 大崎古川 大崎市古川稲葉大江向二番七号	株式会社みちのく管財	平成二十八年八月一日

○宮城県告示第八百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇二〇〇六六八	やわらぎヘルパーステーション 石巻市大橋三丁目四番地の八	有限会社やわらぎ介護センター	平成二十八年七月十四日
〇四七〇二〇一九八九	株式会社Mibuサニーク 石巻市水明北一丁目十番二十八号グラントール水明北IV二〇一号	株式会社Mibuサニークケア	平成二十八年七月三十一日
〇四七一三〇一九二九	ヘルパーステーションファミリア 栗原市築館源光十七番地二十九号	株式会社ファミリア	平成二十八年七月三十一日

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七二三〇一九六〇	事業所の名称及び所在地 ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二 十九号	事業者の名称 株式会社ファミリア	廃止年月日 平成二十八年 七月三十一日
-------------------------	---	---------------------	---------------------------

三 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七一一〇一九六〇	事業所の名称及び所在地 ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二 十九号	事業者の名称 株式会社ファミリア	廃止年月日 平成二十八年 七月三十一日
-------------------------	---	---------------------	---------------------------

○宮城県告示第八百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一七二四	事業所の名称及び所在地 アースサポート石巻 石巻市蛇田字下谷地一番地 六	事業者の名称 アースサポート株式会社	廃止年月日 平成二十八年 八月三十一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------------

○宮城県告示第八百一十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一七二四	事業所の名称及び所在地 アースサポート石巻 石巻市蛇田字下谷地一番地 六	事業者の名称 アースサポート株式会社	廃止年月日 平成二十八年 八月三十一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------------

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一七二四	事業所の名称及び所在地 アースサポート石巻 石巻市蛇田字下谷地一番地 六	事業者の名称 アースサポート株式会社	廃止年月日 平成二十八年 八月三十一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------------

○四七二三〇一九二九	ケア 石巻市水明北一丁目十番二 十八号グラウンデール水明北 IV二〇一号	株式会社ファミリア	平成二十八年 七月三十一日
------------	---	-----------	------------------

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇九〇六	事業所の名称及び所在地 ミック健康の森 塩釜 塩竈市袖野田町三番六号	事業者の名称 株式会社元気の森	廃止年月日 平成二十八年 七月三十一日
○四七一一〇〇五五二	リハビリサロン さくら 岩沼市桜五丁目四番五号ロ イヤルヒルサクラ	株式会社さくらサービス	平成二十八年 七月三十一日
○四七二三〇一三九〇	地域密着型通所介護ひまわり 栗原市築館字照越神田十六 番三十六号	有限会社クマシヨウ	平成二十八年 七月三十一日
○四七〇二〇二二四三	百笑いろは 七巻市鹿妻南五丁目五番十 七号	株式会社エターナルキャ スト	平成二十八年 八月三十一日
○四七〇三〇〇四八四	サテライトケアセンター仙 塩通所介護事業所 塩竈市西玉川町十番一号	シンフォニーケア株式会 社	平成二十八年 八月三十一日
○四七〇九〇〇五三二	サテライトケアセンター第 2仙塩通所介護事業所 多賀城市栄一丁目五番九号	合同会社地域ケア開発機 構	平成二十八年 八月三十一日

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七二三〇一九六〇	事業所の名称及び所在地 ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二 十九号	事業者の名称 株式会社ファミリア	廃止年月日 平成二十八年 七月三十一日
-------------------------	---	---------------------	---------------------------

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七一一〇一九六〇	事業所の名称及び所在地 ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二	事業者の名称 株式会社ファミリア	廃止年月日 平成二十八年 七月三十一日
-------------------------	--	---------------------	---------------------------

○宮城県告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

仙台市泉区福岡字岳山一の一、一〇三二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 寺沢地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十八年九月二十一日	氏 名	登録番号	免許取消しの理由
平成一	楓原 福太	第五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	佐藤 竹松	第十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	八島 保治	第十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	壹岐 三郎	第二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	大竹 彌一	第二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	千葉 源葵	第三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	森 喜七	第三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	早坂 松三	第三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	進渡 慶之	第四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年九月二十一日	目黒 春治	二級建築士	第五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	富澤 光治	二級建築士	第五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	伊勢 留治	二級建築士	第五十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	菊田 源吉	二級建築士	第五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	新妻 胤義	二級建築士	第六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	三浦 新作	二級建築士	第七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	佐久間 亨	二級建築士	第七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	佐藤 喜藏	二級建築士	第九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	川名 健三	二級建築士	第九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	浦 定吉	二級建築士	第一百一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	石川 劉一	二級建築士	第一百三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	及川 頼治	二級建築士	第一百五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	沼津 朝治	二級建築士	第一百七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	山田 金五	二級建築士	第一百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	伊藤 久	二級建築士	第一百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	惠美須 道	二級建築士	第一百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	八重樫 國	二級建築士	第一百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	佐藤 勇助	二級建築士	第一百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	村上 金吾	二級建築士	第一百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成一	広野 西治	二級建築士	第一百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年九月二十一日	南部 養吉	二級建築士	第二百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十一日	井上 今朝	二級建築士	第三百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十一日	佐藤 栄之	二級建築士	第三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十一日	泉田 石往	二級建築士	第三百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十一日	鎌田 琢之	二級建築士	第四百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十一日	泉田 巖	二級建築士	第四百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十一日	佐々木 保	二級建築士	第四百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第八百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十月四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 平勝

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年九月十二日	門田 正吉	栗原市一迫字中屋敷浦二十四番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年七月七日	佐藤 重美	栗原市一迫字中小僧三十八番地	理事

公 告

○県営中津西部地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））計画の一部を竣

更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

○県営二俣南地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更
に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を
行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業
変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出するこ
とができる。

平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営二俣南地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画
概要書

二 縦覧期間

平成二十八年十月四日から平成二十八年十一月二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年十一月二日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八六-〇八一 宮城県石巻市東中里一丁目四の三十二

電子メールアドレス etsingsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連

絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出さ

れた意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 砂防総合情報システム更改業務委託 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 防災砂防課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年九月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 神

奈川県横浜市西区高島一―一―二

五 落札金額 八千二百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年八月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十八年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県物品等電子調達システムASPサービス提供
供他業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年九月十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 みやぎ物品等電子調達システムASP提供企業連合代表構成員日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 六千四百五万四千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当